

**新型コロナウイルス等感染症対策  
特別委員会資料**

**令和2年5月18日（月）**

**総合政策部  
福祉保健部  
教育委員会**

# 目 次

	頁
<b>【福祉保健部】</b>	
1 新型コロナウイルス感染症に関する本県の対応状況等について ……	1
2 新型コロナウイルス感染症に関する第1次基本的対処方針（保健分野） ……………	7
3 宮崎県の対応方針（改訂） ……	13
4 感染症対策行動計画（宮崎県新型インフルエンザ対策行動計画）について （別冊）	
<b>【教育委員会】</b>	
5 県立学校における新型コロナウイルス感染症対策の対応について ……	17
<b>【総合政策部】</b>	
6 新型コロナウイルス感染症の本県経済への影響 ……	20
7 新型コロナウイルス感染症経済対応方針（骨子） …… ～「新しい生活様式」の確立と宮崎の地域経済の再始動に向けて～	29

## 新型コロナウイルス感染症に関する本県の対応状況等について

月日	国の対応等	県内の 感染状況	県の主な対応
			本部会議・感染対策等
1月			
30	国が新型コロナウイルス感染症対策本部を設置		
31	WHOが「緊急事態宣言」		
2月			
3			・新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第1回）の開催
5			・「帰国者・接触者相談センター」と同外来の設置
13	国が緊急対応策を公表		
21			・帰国者・接触者相談センターの24時間体制を構築
25	国が新型コロナウイルス感染症対策の基本方針を公表		
28	内閣総理大臣が小中高等学校等における全国一斉臨時休業を要請		・県立学校に対して「3月2日より当面、臨時休業とする」通知を发出 ・県内の小中高等学校等における一斉臨時休業（3/2～）を通知
3月			
3			・本部会議（第2回）の開催（県の主催するイベント等・公の施設に関する対応方針等を決定）
4		1例目	・本部会議（第3回）の開催（1例目の発生に伴う対応方針等を決定）
10	国が緊急対応策（第2弾）を公表		

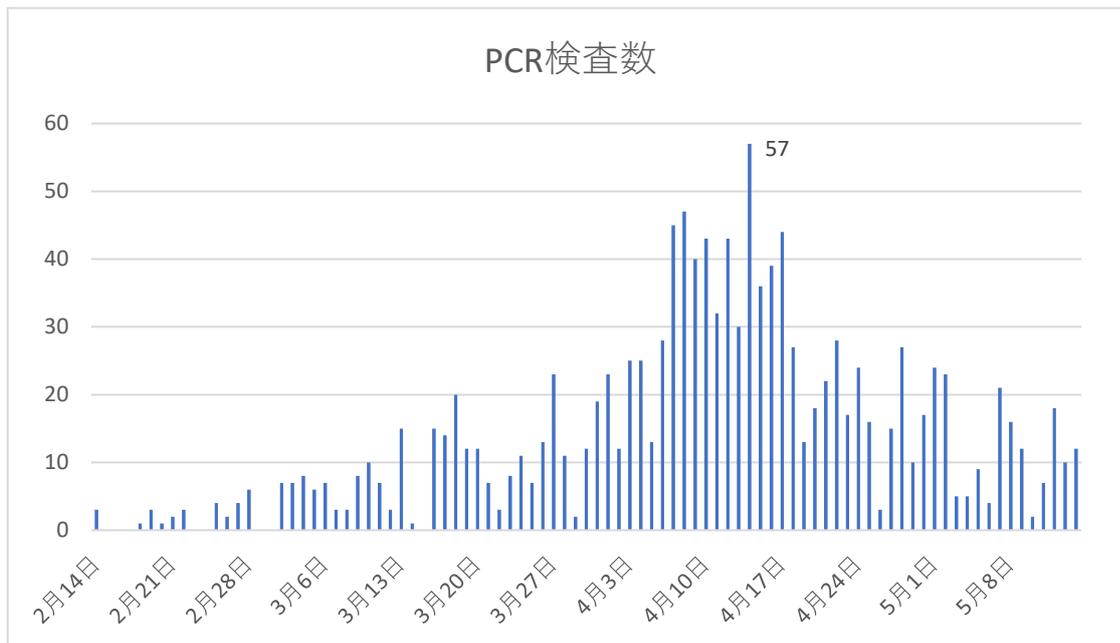
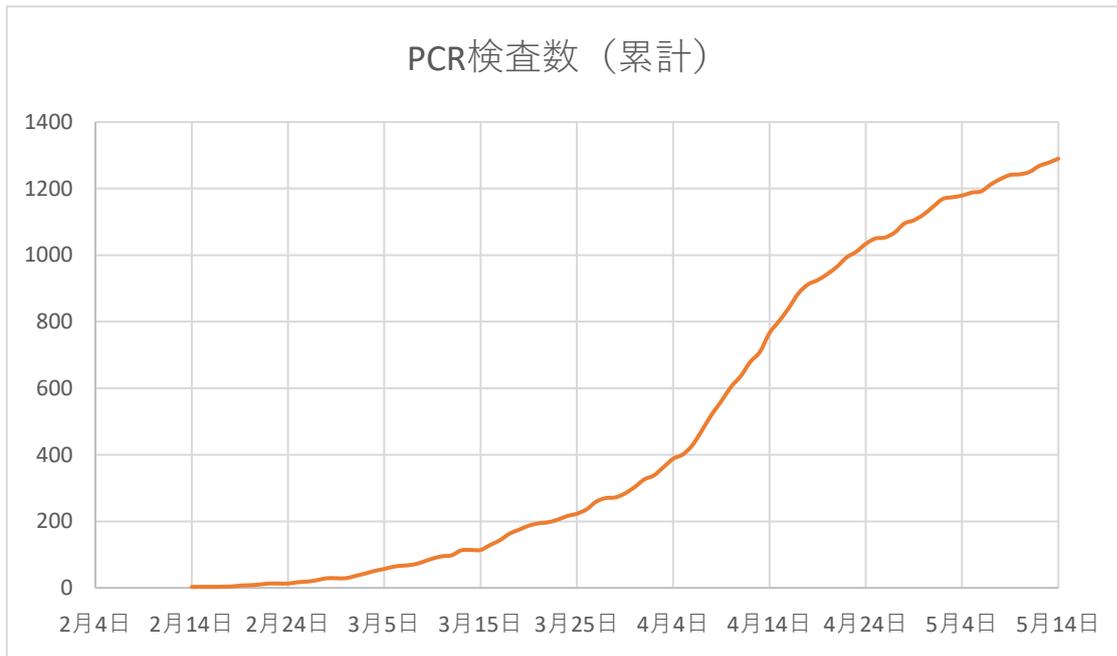
月日	国の対応等	県内の 感染状況	県の主な対応
			本部会議・感染対策等
13	国が新型インフルエンザ等対策特別措置法を改正		<ul style="list-style-type: none"> <li>・本部会議（第4回）の開催 （国の緊急対応策（第2弾）を踏まえた県の今後の対応等について協議）</li> <li>・知事メッセージ発出 （手洗い、咳エチケット、3密を避けるの要請、「みんなで宮崎を元気にする行動プラン」）</li> </ul>
16			<ul style="list-style-type: none"> <li>・県立学校に対して「県立学校の春休み期間中の対応を、当面、臨時休業期間中と同様の対応とする」通知を発出</li> </ul>
17		2例目 3例目	
19	国の専門家会議が「状況分析・提言」を公表		
23			<ul style="list-style-type: none"> <li>・本部会議（第5回）の開催 （県の主催するイベント等・公の施設に関する対応方針（改訂案）の決定等）</li> <li>・県衛生環境研究所の1日のPCR検査可能数が72件（従来は24件）に増加</li> </ul>
24	文部科学省から小中高等学校等における教育活動再開等に係る通知		
26	国が新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく新型コロナウイルス感染症対策本部を設置		<ul style="list-style-type: none"> <li>・本部会議（第6回）の開催</li> <li>・1日のPCR検査可能数が96件に増加 （県72件+宮崎市24件）</li> <li>・「全ての県立学校の教育活動を4月1日から再開する」通知を発出</li> </ul>
27			<ul style="list-style-type: none"> <li>・補正予算専決処分(生活福祉資金貸付金等)</li> </ul>
28	国が基本的対処方針を公表		
4月 1	国の専門家会議が「状況分析・提言」を公表		<ul style="list-style-type: none"> <li>・就職や進学等で感染拡大地域に転出される方を対象に、感染防止対策の徹底について注意喚起 （県庁HP掲載）</li> </ul>
2			<ul style="list-style-type: none"> <li>・知事メッセージ発出 （4月を「感染拡大防止強化月間」と位置づけ、東京や大阪など感染拡大地域への不要不急の往来自粛等を要請）</li> </ul>

月日	国の対応等	県内の 感染状況	県の主な対応
			本部会議・感染対策等
3		4例目 ～ 7例目	
4		8例目	
5		9例目 10例目	
6		11例目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症対策協議会を設置</li> <li>・「県立学校における新型コロナウイルス感染症対策の対応について（宮崎市内の感染拡大の状況を踏まえた）」通知を发出</li> </ul>
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国が特措法に基づく「緊急事態宣言」を7都府県に発令</li> <li>・国が「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」を決定</li> </ul>	12例目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・知事メッセージ发出 （緊急事態宣言の対象地域への往来自粛、対象地域滞在者に外出自粛、毎日の体温測定等を要請）</li> </ul>
8		13例目 ～ 16例目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本部会議（第7回）の開催 （宮崎市内での入院病床の追加25床と軽症者の宿泊療養施設を確保）</li> <li>・JR駅等に緊急のお願いポスター掲載 （対象地域への往来自粛等）</li> <li>・新型コロナウイルス感染症対策調整本部事務局を設置</li> </ul>
11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国が基本的対処方針を変更（宣言対象外の道府県に対し、繁華街の接客を伴う飲食店等への外出自粛を要請）</li> <li>・東京都が遊興施設、運動・遊技施設等に対して休業要請</li> </ul>	17例目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・知事メッセージ发出 （繁華街の接客を伴う飲食店等への外出自粛を要請）</li> </ul>
16	国が特措法に基づく「緊急事態宣言」における対象拡大を発表		

月日	国の対応等	県内の 感染状況	県の主な対応
			本部会議・感染対策等
17			<ul style="list-style-type: none"> <li>・本部会議（第8回）の開催</li> <li>・知事メッセージ発出 （緊急事態宣言を受けた県外との往来や外出の自粛、県立学校の臨時休業、みんなで宮崎を元気にする行動プラン改定等）</li> <li>・県立学校に対して「県立学校における新型コロナウイルス感染症対策の対応について」通知を発出</li> </ul>
24			<ul style="list-style-type: none"> <li>・パチンコ店などの遊技施設や、スナック、バーなどの遊興施設に対して4/25から5/6までの休業を要請</li> <li>・新型コロナウイルス感染症対策協議会（第2回）の開催</li> </ul>
27			<ul style="list-style-type: none"> <li>・本部会議（第9回）の開催</li> </ul>
30			<ul style="list-style-type: none"> <li>・4月臨時議会にて補正予算議決 （PCR検査体制の強化、感染者の受け入れ病床確保、医療資機材の整備等）</li> </ul>
5月 4	国が特措法に基づく「緊急事態宣言」を5月31日まで延長を決定		<ul style="list-style-type: none"> <li>・本部会議（第10回）の開催</li> <li>・休業要請を5/10まで延長することを決定</li> </ul>
11			<ul style="list-style-type: none"> <li>・休業要請対象施設において、強い警戒態勢の下での対応を開始</li> </ul>
14	国が特措法に基づく「緊急事態措置」の対象地域から39県を解除		<ul style="list-style-type: none"> <li>・本部会議（第11回）の開催</li> </ul>

# 宮崎県におけるPCR検査数

令和2年5月14日現在



## 2 感染者状況

令和2年5月16日12時現在

No.	宮崎市 No.	判明日	年代	性別	居住地	現在の状況	周囲の患者の発生	濃厚接触者の状況
1	1	3月4日	70代	男性	宮崎市	4月4日退院	なし	濃厚接触者を特定し健康観察終了
2		3月17日	20代	男性	英国	3月31日退院	なし	濃厚接触者を特定し健康観察終了
3		3月17日	40代	男性	高千穂町	3月23日退院	なし	濃厚接触者を特定し健康観察終了
4		4月3日	50代	男性	延岡市	4月13日退院	なし	なし
5	2	4月3日	40代	女性	宮崎市	4月21日退院	No. 6の女性	なし
6	3	4月3日	10代	女性	宮崎市	4月24日退院	No. 5の女性	なし
7	4	4月3日	50代	男性	東京都	入院中	No. 8の女性 No. 9の男性	No. 8の女性 以外の濃厚接触者を 特定し健康観察終了
8	5	4月4日	50代	女性	宮崎市	4月24日退院	No. 7の男性	なし
9	6	4月5日	50代	男性	宮崎市	4月21日退院	No. 7の男性	なし
10	7	4月5日	60代	男性	宮崎市	4月22日退院	なし	濃厚接触者を特定し健康観察終了
11	8	4月6日	40代	男性	宮崎市	4月29日退院	No. 12の男性	濃厚接触者を特定し健康観察終了
12		4月7日	50代	男性	日南市	入院中	No. 11の男性 No. 13の女性 No. 14の女性 No. 15の男性 No. 16の男性	No. 13, 14, 15, 16 以外の濃厚接触者は なし
13		4月8日	30代	女性	日南市	4月27日退院	No. 12の男性 No. 13の女性 No. 14の女性 No. 15の男性 No. 16の男性	なし
14		4月8日	10代	女性	日南市	5月14日退院		なし
15		4月8日	10代	男性	日南市	入院中		なし
16		4月8日	10代	男性	日南市	5月15日退院		なし
17	9	4月11日	50代	女性	宮崎市	5月8日退院	なし	濃厚接触者を特定し健康観察終了

## 新型コロナウイルス感染症に関する第1次基本的対処方針（保健分野）

新型コロナウイルス感染症については、国内において都市部を中心として感染者が急増し、県内においても感染者が増えている。

宮崎県は、県民の命と健康を守るため、感染拡大防止対策、医療提供体制の確保という大きな二本柱の取組を着実・迅速に実施する。まずは、感染拡大防止対策として、県民を挙げて、感染しない、うつさない、ウイルスを持ち込ませない、感染の連鎖をつくらない対策を徹底する。併せて、医療提供体制の確保を進め、関係機関の連携を図り、医療従事者や必要な物資、資材等の確保を図るとともに、感染者を受け入れる病床や宿泊施設等を更に確保する。

加えて、こうした取組を適切に進め、この感染症及び関係する取組などに対して、県民の安心と理解を醸成できるよう、人権尊重、医療従事者等への配慮、関係者への心のケアなどに総合的に取り組むとともに、正確かつ迅速でわかりやすい情報提供を行う。

この基本的対処方針は、今後の感染状況に応じて、適宜見直す。

### I 感染拡大防止対策

県では、人の移動が多い4月を「感染拡大防止強化月間」として、感染対策の徹底などの注意喚起に努めてきた。また、4月16日に国が新型インフルエンザ等特措法に基づく「緊急事態宣言」の対象地域を全国に拡大したことから、県外との往來の自粛や、県内においてもできる限りの外出自粛の要請、県立学校の休校を行うなど、更なる取組の強化に取り組んでいるところである。県民、県外の方々への要請や、イベント等・公の施設の取扱い、学校の取扱い、その他の感染拡大防止対策（3つの密（密閉・密集・密接）の防止など）を感染の状況を見極めながら、的確に実施・判断していく。

引き続き、県内での感染拡大をできる限り抑制できるよう、人と人との接触の機会を低減し、感染しない、うつさない、ウイルスを持ち込まない、感染の連鎖をつくらない取組を推進する。

### II PCR検査体制の強化

今後、感染者の急増に備え、県衛生環境研究所及び宮崎市保健所における行政検査での検査可能件数を増加させるほか、医療保険での検査の実施を目指す。

検体採取に当たっては、各医療圏において医師会、帰国者接触者外来、協力医療機関等と保健所が連携して、地域の状況に応じた仕組みづくりについて総力を挙げて取り組む。

### Ⅲ 医療提供体制の確保

#### 1 入院病床、宿泊施設等の確保

感染拡大防止対策により感染者についてできる限り増加を抑制しつつ、増加時にも対応できるよう、医療提供体制について、感染者のピーク時の数値として国が試算する入院者数 2,106 人、外来患者 3,608 人を踏まえ、そのおよそ 1 割に当たる数をまずは達成することを第 1 次目標値とする。

##### (1) 確保の目標値（第 1 次）

具体的には、県内全域で感染症指定医療機関(以下「指定医療機関」という。) 31 床以外に、指定医療機関、入院協力医療機関で入院病床数を 200 程度、宿泊施設の受入数を 350 程度確保する。入院病床数は 7 医療圏ごとにそれぞれ増加を目指す。

宿泊施設は、県央・県南部、県北部、県西部を目安として 3 つのブロック単位で確保を目指し、少なくとも県内で 4 ヶ所を状況に応じて順次確保する。

感染者の受け入れは各ブロック単位を原則とするが、必要に応じてブロックを超えて受け入れる。

##### (2) 医師・看護師、その他の職員等の確保

入院病床については医師・看護師等の確保、宿泊施設については看護師・職員等の確保が、それぞれ懸案となっている。

県内の医療機関は、入院協力、外来協力、転院等受入、医療従事者派遣など、できる限りいずれかの役割を担うことを目指す。

###### ①入院病床

入院病床については、医療圏ごとに指定医療機関、協力医療機関、その他の医療機関が、全県下では宮崎大学医学部附属病院、県医師会、看護協会等が連携・協力して、医師・看護師の派遣又は受け入れを行い、同感染症に対応する人員を確保する。

その際、感染状況に応じ、フェーズ 1（移行期）においては平時診療の一部抑制、フェーズ 2（まん延期）においては平時診療の抑制の拡大を行うこととし、平時診療における患者の転院を行うことも含め、限られた医療資源を総合的に融通・活用し、平時医療と同感染症対策の両者について各病院が的確な役割分担の下、必要な医療を提供できるよう努める。

###### ②宿泊施設

宿泊施設については、県が市町村と連携して確保を行う。看護師は、各医療機関及び県看護協会等と連携して確保し、また、運営に当たっては、市町村職員及び既存の宿泊施設の職員に必要な協力を得ることとする。

## 2 県内における入院調整等

感染者の状態に応じて、必要な医療・療養を受けられるよう、超重症者は宮崎大学医学部附属病院又は県立宮崎病院で、重症者は県立3病院等で、中等症者・軽症者は各圏域の指定医療機関及び入院協力医療機関で、軽症者又は無症状者は宿泊施設で受け入れることを基本とする。各医療機関等は、それぞれの役割を適切に果たすこととする。

- (1) 新たな感染者が、その所在する圏域の指定医療機関等の受入可能病床数の範囲前後に収まる場合、原則、その圏域内の指定医療機関等に入院とする。
- (2) 新たな感染者が、指定医療機関等の受入可能病床数を超えた場合（又は重症者が発生した場合）、宮崎県新型コロナウイルス感染症対策調整本部（以下「調整本部」という。）が、保健所長と連携し、感染者の重症度や各医療圏の病床数の稼働状況等を勘案しながら、受入先として調整した他圏域の指定医療機関等に入院とする。なお、感染者が急増した場合、複数の圏域での受け入れや受入医療機関の重点化も検討する。
- (3) 感染者の受け入れは、診察などを行う指定医療機関又は協力医療機関等の医師の判断に基づき、指定医療機関等への入院を軸にしつつも、重症化のおそれが高い軽症者又は無症状者は、宿泊施設で受け入れる。
- (4) その他、調整本部が保健所長と連携して、感染者の状態に応じて、圏域内又は圏域を超えた指定医療機関等や宿泊施設間の転院・搬送を行う。

[注] 宿泊施設での感染者の受け入れは、感染者の状況に応じ、一度入院して治療を行った後に症状が軽快した患者のみならず、診察後に入院治療を経ずに重症化のおそれが低い患者も受け入れる。

[注] 自宅療養については、フェーズ1（移行期）は緊急でやむを得ない場合に限ることとし、フェーズ2（まん延期）は必要に応じて活用する。

# 新型コロナウイルス感染症の入院医療体制

フェーズ 2	フェーズ 1	フェーズ 0
まん延期	移行期	県内発生初期
<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染者の急増により、医療提供体制のひっ迫が懸念される状況</li> <li>・指定医療機関・協力医療機関の受入拡大や、軽症者は自宅療養も含めて対応すべき状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染者の増加のおおそれが相当程度みられる状況</li> <li>・協力医療機関も含めて対応すべき状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染者が一定数に収まっている状況</li> <li>・感染症指定医療機関で主に対応できる状況</li> </ul>
平時診療の抑制の拡大	平時診療の一部抑制	
感染症指定 医療機関  協力医療機関	感染症指定 医療機関 (7病院・31床)	感染症指定 医療機関 (7病院・31床)
	協力医療機関	※
	宿泊施設等	※ 緊急時は患者の状況に応じて活用
	※	※
自宅		

状況

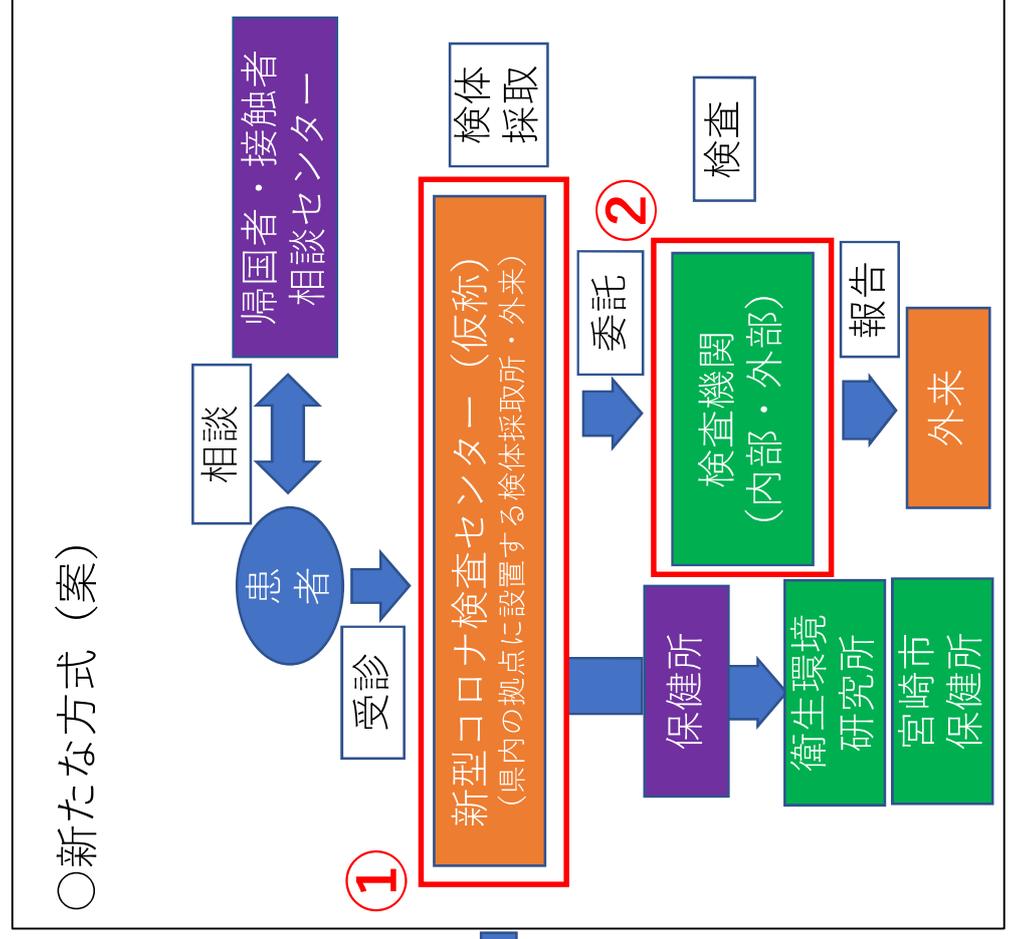
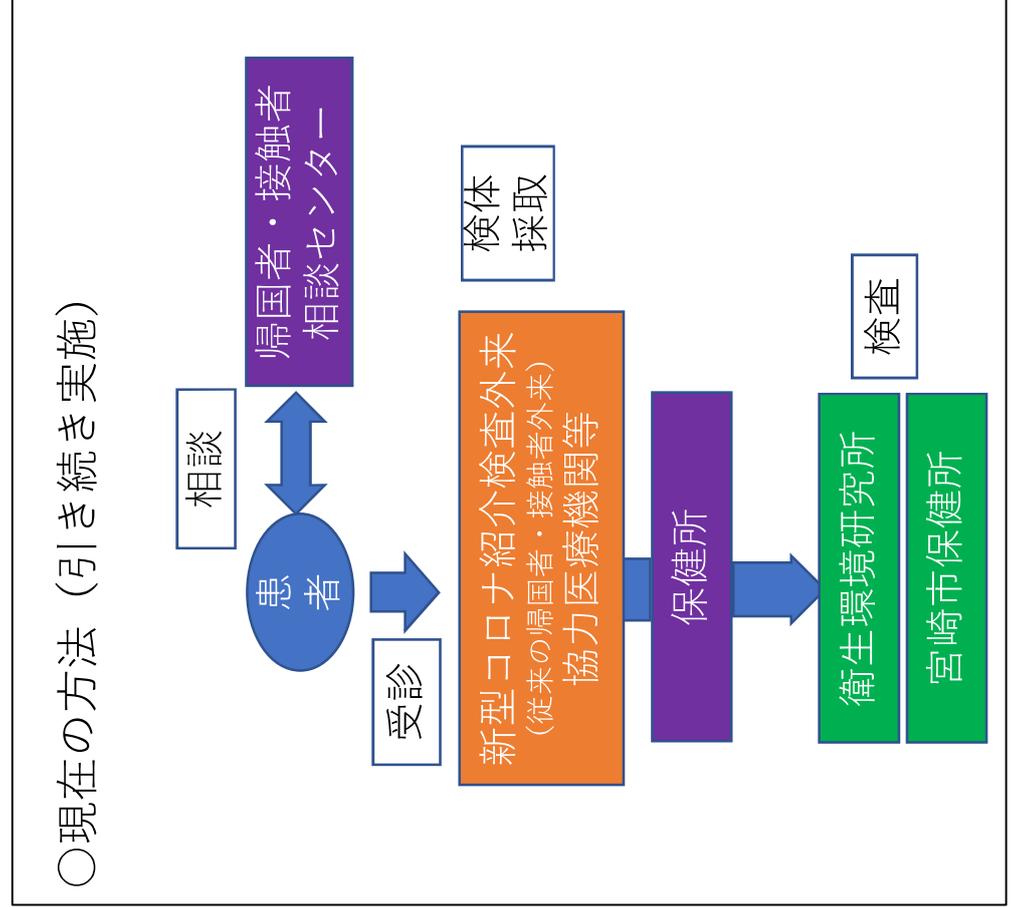
医療体制



# PCR検査体制の強化について

○迅速かつ必要十分な人数の検査を実施する。

○そのため、現在の帰国者・接触者外来を中心とする検査に加え、県内の拠点に設置する検体採取所・外来において、**①集中的に検体採取を行う仕組みを構築するとともに、②保険診療での検査を開始する。**



## 1. 基本的な考え方

(1) 感染リスクはゼロにならないことを前提（コロナとともに生きていく）に、「感染拡大の防止」と「社会経済活動の維持・再生」の両立を目指す。

(2) 県内で圏域（二次医療圏単位（※1））ごとに、新規感染者などを目安にして、国の専門家会議が指摘する地域（警戒レベル）への該当性を判断して対応を示し（宮崎県独自）、県民に速やかな行動変容を促すことで、感染拡大を早期に防ぎ、社会経済活動の抑制の長期化を防ぐ。

※1 ①延岡市・西臼杵郡圏域、②日向市・東臼杵郡圏域、③宮崎市・東諸県郡圏域

④西都市・児湯郡圏域、⑤日南市・串間市圏域、⑥都城市・北諸県郡圏域、⑦小林市・えびの市・西諸県郡圏域

※2 圏域ごとの状況は、迅速に県HPで公表

地域（警戒レベル）	一例
(A) 感染未確認地域	・感染者の全ての濃厚接触者の健康観察期間が終了し、新たな感染者が出ていない
(B) 新規感染者が限定的な地域	・新規感染者が一定数に収まっている
(C) 感染状況が厳しい地域	・新規感染者の増加又は感染経路不明の例が続発（直近1週間）又は感染集団（クラスター）の発生

## 2. 地域（警戒レベル）に応じた対応

地域（警戒レベル）	県民の方	県外の方	県主催のイベント等（※3）	県有の公の施設
<b>【A～C共通】</b> 新しい生活様式等 (別紙)	○以下の場所への外出自粛 ・県外 ・「三つの密」（密閉、 密集、密接）がある場	○極力、 来県自粛	○「三つの密」を避けるなどの 対策を徹底 ・全国的かつ大規模イベントは、 リスクへの対応が整わない場 合は、中止・延期	○「三つの密」 を避けるなど の対策を徹底
(A) 感染未確認地域	○上記以外の外出自粛なし	—	○実施	○開館
(B) 新規感染者が 限定的な地域	○上記以外の外出自粛なし	—	○状況に応じ、実施 (屋内で50人以上のものは控える など、規模縮小を含む)	○状況に応じ、 開館 (入場制限など の利用制限)
(C) 感染状況が 厳しい地域	○できる限り、外出自粛	—	○原則、中止又は延期	○原則、閉館、 利用制限

※3 入学式など、参加者が限定され、かつ日程の変更や中止が困難なものは、感染対策を徹底し、個別に開催を検討する。実施等する場合、高齢者や持病のある方など重症化リスクの高い方の参加に注意。実施等に当たり、感染対策の工夫などについて県福祉保健部が相談に応じる。

※4 市町村・事業者等には、一律の要請は行わないが、県の方針を踏まえた対応を要請する。

3. 県立学校  
別途、提示。

4. 強い警戒態勢：接待を伴う飲食店等の遊興施設等・パチンコ店等の遊技施設

・各施設に対して、県が先行的に独自に示したガイドラインや業界の全国組織が示した業種別ガイドラインを参考に、ガイドラインを作成・実践することを要請する。

・各施設の従業員・利用客で感染者が確認された場合、その感染状況に応じて、必要な範囲での営業自粛を要請する（詳細は県と協議）。

5. その他

・遊興施設等・遊技施設以外の各業界に対し、必要なガイドラインを作成・実践することを要請する。

・高齢者、未就学児、障がい者（児）等が利用する社会福祉施設等（通所・短期入所等に限る）において、利用者及び職員に感染者が確認された場合、当該施設等に営業自粛を要請する（詳細は県と協議）。

6. 適用

令和2年4月3日付け宮崎県対応方針を全部改正し、令和2年5月15日からこの対応方針を適用する。ただし、国の方針や感染の広がり、医療提供体制の逼迫状況等に応じ、適宜見直す。

# 緊急事態宣言の解除を受けた対応

令和2年5月14日  
(下線部が主な改訂部分)

	緊急事態宣言の全面拡大 (4/17～5/7)	緊急事態宣言の延長 (5/7～5/14)	緊急事態宣言の解除 (5/15～)
通勤の方へ (通勤往復)	できる限り避ける (GW中は徹底)	極力、自粛	極力、自粛 (5/21頃を目途に国の方針などを踏まえ見直しを検討)
通勤の方へ (外出)	できる限り外出を自粛 (人との接触機会を削減等)	①幅広い外出自粛は解除 (以下の場合を除く) - 「三つの密」(密閉、密集、密接)がある場 - クラスター発生施設 (ライブハウス、カラオケ等) - 繁華街の接待を伴う飲食店等  ②感染拡大を予防する 「新しい生活様式」を徹底	①外出自粛は解除(以下の場所は避けるよう注意喚起) - 「三つの密」(密閉、密集、密接)がある場 - クラスター発生施設 (ライブハウス、カラオケ等)  ②感染拡大を予防する 「新しい生活様式」を徹底
買い物の方へ	極力、実用自粛	極力、実用自粛	極力、実用自粛
催し物イベント	原則、中止・延期	「三つの密」を避けるなどの対策を徹底の上、状況に応じ、実施 - 全国的かつ大規模イベントは、リスクへの対応が整わない場合は、中止・延期 - 歩人取イベントはリスクを最低限で実施	「三つの密」を避けるなどの対策を徹底の上、状況に応じ、実施 - 全国的かつ大規模イベントは、リスクへの対応が整わない場合は、中止・延期
公の施設	原則、利用制限等	「三つの密」を避けるなどの対策を徹底の上、状況に応じ、調整等(5/1以降、順次調整)	「三つの密」を避けるなどの対策を徹底の上、状況に応じ、調整等
娯楽施設 (強い警戒期間)	休業要請(5/8/13まで適用) - 遊園施設等(繁華街の接待を伴う飲食店等) - 遊技施設(パチンコ店等)	強い警戒期間(5/13～) - 遊園施設等 - 遊技施設	強い警戒期間 - 遊園施設等 - 遊技施設
国立学校	臨時休校	5/24まで臨時休校延長 (5/25の完全再開に向けて、分教室校など段階的な取組を実施)	5/24まで臨時休校 (5/25の完全再開に向けて、5/23より全学年、週日の登校日設定、副活動の一部再開等)



# ◇新型コロナウイルス感染症まん延防止のために◇ 「新しい生活様式」を実践しましょう



## 日常生活での基本的感染対策



- ・まめに手洗い、手指消毒
- ・咳エチケットの徹底(外出はマスク着用)
- ・人との間隔はできるだけ2m(最低1m)
- ・「3密」を避ける
- ・会話をするときには、可能な限り対面を避ける
- ・感染が流行している地域の往来は避けて



### 買い物



- ・1人または少人数で空いた時間に
- ・電子決済を利用する
- ・計画を立てて素早く済ます
- ・展示品への接触は控えめに
- ・レジに並ぶときは、前後をあける
- ・通販も利用する

### 娯楽・スポーツ等



- ・公園は、空いた時間、場所を選ぶ
- ・ジョギングは少人数で
- ・すれ違うときは距離をとる
- ・筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ・狭い部屋での長居は避ける
- ・歌や応援は距離をとるかオンラインで

### 食事



- ・対面ではなく、横並びで座る
- ・おしゃべりは控えめに
- ・大皿は避けて、料理は個々に
- ・お酌や回し飲みは避ける
- ・持ち帰りやテリバーも利用
- ・屋外空間で気持ちよく

### 冠婚葬祭や親族行事



- ・多人数での会食は避ける
- ・風邪の症状があるなら参加しない

### 働き方の新しいスタイル



- ・テレワークの活用を
- ・時差出勤でゆったりと
- ・会議はオンラインで

# 県立学校における新型コロナウイルス感染症対策の対応について

令和2年5月18日  
教育委員会

## 対応の経緯について

①	2月28日	<p>県立学校に対して「3月2日より当面、臨時休業とする」通知を发出 (2/27 総理大臣の小中高校等における全国一斉臨時休業の要請)</p> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 登校日については学校長の判断で必要最小限に設定</li> <li>○ 部活動の中止</li> </ul>
②	3月6日	<p>県立学校に対して「県立学校の臨時休業を春休みの前日までの間とする」通知を发出 (3/4 本県で1例目が発生)</p> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 登校日については学校長の判断で必要最小限に設定</li> <li>○ 部活動の中止</li> </ul>
③	3月16日	<p>県立学校に対して「県立学校の春休み期間中の対応を、当面、臨時休業期間中と同様の対応とする」通知を发出</p> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校図書の出貸日及び運動場の開放日の設定</li> <li>○ 部活動の中止</li> </ul>
④	3月26日	<p>県立学校に対して「全ての県立学校の教育活動を4月1日から再開する」通知を发出 (3/17 文科省から各都道府県に対して教育活動の再開等に係る通知)</p> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 家庭と連携した児童生徒等の健康管理の徹底</li> <li>○ 部活動の再開</li> </ul>
⑤	4月6日	<p>県立学校に対して「今まで以上の感染拡大防止の取組について」通知を发出 (4/3 本県で5例目が発生)</p> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 教職員及び児童生徒等の感染拡大地域滞在履歴の調査</li> </ul>
⑥	4月17日	<p>県立学校に対して「4月21日から5月6日まで臨時休業とする」通知を发出 (4/17 政府の緊急事態宣言の対象地域が全国に拡大)</p> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 全学年を対象とした登校日の中止</li> <li>○ 部活動の中止</li> <li>○ 教職員の時差出勤や在宅勤務の実施</li> </ul>
⑦	5月4日	<p>県立学校に対して「臨時休業を5月24日まで延長し、25日の再開に向けて、段階的に取組を進める」通知を发出 (5/4 政府の緊急事態宣言の延長)</p> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 校長の判断で登校日における学習活動の設定</li> <li>○ 学校図書の出貸日及び運動場の開放日の設定</li> <li>○ 部活動の中止</li> <li>○ 学校再開後の教育課程等の調査</li> </ul>
⑧	5月14日	<p>県立学校に対して「5月25日の学校再開に向けた、段階的な取組をさらに進める」通知を发出 (5/14 政府の緊急事態宣言の対象地域解除)</p> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「宮崎県立学校における新しい生活様式」の取組</li> <li>○ 5月20日より校長の判断で全学年を対象とした連日の登校日の設定</li> <li>○ 部活動の一部再開</li> </ul>

# 県立学校における新型コロナウイルス感染症対策の対応について

令和2年5月14日  
宮崎県教育委員会

政府の緊急事態宣言の対象地域解除を受けて、これまでの対応から次のとおり変更する。

## 1 対応について

5月25日（月）の学校再開に向けた、段階的な取組をさらに進める。  
そのために、各学校において「宮崎県立学校における新しい生活様式」の実践に取り組むとともに、実践が可能な学校においては、5月20日（水）より全学年を対象とした連日の登校日の設定、部活動の一部再開を認める。

※宮崎県立学校における新しい生活様式（以下「生活様式」という）

5月25日（月）からの学校再開に向けて、国が示した「新しい生活様式」を参考に、今後、児童生徒等が生活の中で取り入れていく取組を示したもの（別紙参照）

### （1）全学年を対象とした連日の登校日の設定について（別紙参照）

- 「生活様式」の実践が可能と校長が判断した場合は、20日（水）から全学年を対象とした連日の登校日の設定を認める。
- 「生活様式」については、25日からの学校再開時の感染拡大防止策として、各学校において可能な限り実践することとなるので、全学年を対象とした連日の登校日の設定の有無にかかわらず、必ず臨時休業期間中に、保護者及び児童生徒等に対して周知・指導を行うこと。
- 特別支援学校については、引き続き、児童生徒等の障がいの種類や程度等を踏まえた検討を行った上で、登校日の実施については判断すること。

### （2）部活動について

- 感染拡大防止策を取った上で、登校日を設定している日に限り、活動を認めることとする。
- 分散登校を行う際は、登校した者のみの活動とすること。
- 原則として学校単位で行うこと。

## 2 その他

- 今回の対応について、児童生徒等及び保護者へは学校からホームページやメール等で周知すること。
- 登校日の実施にあたっては、5月1日付け文部科学省初等中等教育局長通知「（2）各教科等の指導における感染症対策について」等を参照し、感染拡大防止に努めること。
- 対応方針は、今後の国の動向や感染の状況等を見ながら総合的に判断し、適宜見直すこととし、5月25日（月）以降の対応等を含め、5月21日（木）までに連絡を行う。

(別紙)

## 宮崎県立学校における新しい生活様式

5月25日からの学校再開に向けて、国が示した「新しい生活様式」を参考に「宮崎県立学校における新しい生活様式」を作成しました。

各学校においては、感染拡大防止策として、実践が徹底できるよう準備等をお願いします。

### 1 登下校等の対策

(1) 家庭と連携した検温及び健康観察シート等を活用した健康管理を行う。

登校前に確認できなかった児童生徒等は、登校後に必ず保健室等で検温を行う。

(2) 登下校では、症状がなくてもマスクを着用する。

授業における手作りマスクの製作など入手が困難な児童生徒等への対応を図る。

(3) 登下校直後の手洗いをを行う。

登校後、帰宅後は30秒程度かけて水と石けんで手を洗うよう指導する。

### 2 授業等の対策

(1) 校内では、症状がなくてもマスクを着用する。

授業における手作りマスクの製作など入手が困難な児童生徒等への対応を図る。

(2) 教室の換気をこまめに行う。

休み時間以外に、授業中も定期的に行う。

(3) 毎時間の授業開始時に健康観察を行う。

教科担任が児童生徒等の健康観察を行い、授業を開始する。

(4) 活動時における児童生徒等の身体的距離の確保を行う。

教室内の座席や集会等の整列時など可能な限り間隔を空ける。

(5) 児童生徒等が対面とならないような形で活動を行う。

授業や昼食時には対面となるような活動等を避ける。

### 3 放課後・部活動等の対策

(1) 部活動を除く、放課後の不要不急の活動等については極力控える。

実施する場合は、授業等の対策と同様に感染拡大防止策を徹底し、長時間の活動は行わない。

(2) 部活動の開始前には、健康観察を行う。

部顧問が児童生徒等の健康観察を行い、部活動を開始する。

# 新型コロナウイルス感染症の本県経済への影響

総合政策課  
(R2. 5. 11時点)

## I 総論

### ① 宮崎財務事務所の「宮崎県内経済情勢報告」(令和2年4月)

- 「県内経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、経済活動が抑制されるなか、足下で急速に下押しされており、厳しい状況にある」と判断。

項目	前回(令和2年1月判断)	今回(令和2年4月判断)	前回比較
総括判断	緩やかに持ち直している	新型コロナウイルス感染症の影響により、経済活動が抑制されるなか、足下で急速に下押しされており、厳しい状況にある	
個人消費	持ち直している	新型コロナウイルス感染症の影響により、弱い動きとなっている	
生産活動	一部に弱さがみられるものの、持ち直しつつある	新型コロナウイルス感染症の影響により、弱い動きとなっている	
雇用情勢	改善しているなかで、人手不足感が強い状況が続いている	改善していたが、新型コロナウイルス感染症の影響がみられる	

### ② 日本銀行宮崎事務所の「宮崎県金融経済概況」(令和2年4月1日)

- 「宮崎県の景気は、新型コロナウイルス感染症の拡大などの影響により、このところ弱い動きとなっている」と判断。

### ③ 県とみやぎん経済研究所が共同で実施したアンケート調査(3月前半実施)

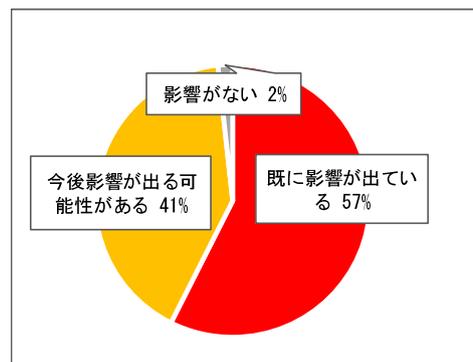
- 後期(1~3月期)の業況判断D I(「好転」-「悪化」)は「▲33」と前期比24ポイントの悪化
- 来期(4~6月期)見通しは「▲44」であり、全ての業種でD Iが悪化。

<全般的業況判断D Iの動き>

業種	D I		
	前期	後期	来期見通し
全体	▲ 9	▲ 33	▲ 44
製造業	▲ 8	▲ 38	▲ 40
卸小売業	▲ 27	▲ 46	▲ 59
サービス業	▲ 12	▲ 39	▲ 49

### ④ 民間信用調査会社が実施したアンケート調査(4月上旬実施)

- 影響が出ている、または影響が出る可能性があると回答した企業が98%
- 小売業、サービス業、製造業では、7割以上が既に影響が出ていると回答
- 資金繰りに影響があると回答した企業は53%と半数以上



## Ⅱ 各分野への影響

### (1) 商工関連分野

#### ① 飲食・サービス業、小売業

- ・ 外出の自粛やイベント・会議の中止、消費マインドの低下などにより、予約のキャンセルや客足が大幅に鈍っており、休業を余儀なくされている事業者も見受けられ、大きな影響が生じている。
- ・ 県内の百貨店や大型ショッピングモールにおいても、一部の期間休業しており、県民生活にも大きな支障をきたしている。

#### ② 観光業

- ・ 海外からの入国制限のみならず、国内でも外出自粛等により交流人口が大きく減少したことから、県内を代表する大型ホテルも休業するなど、大手・小規模のホテルや旅館を問わず、宿泊業は甚大な影響を受けているほか、関連する土産販売、交通事業者などの売上も大きく落ち込んでいる。
- ・ 特に5月のゴールデンウィークは主要観光地の駐車場を閉鎖するなど、県内外からの観光客の入込を防ぐ取組を行ったため、その影響は大きい。

#### ③ 製造業

- ・ 需要の減少や海外からの部品供給の混乱等により、生産や出荷が落ち込むなどの影響が生じている。

#### 【中小企業特別相談窓口(1/31～)の相談状況】

- ・ 件数 1,743件(4/28現在)
- ・ 主な相談内容 売上の減少に伴う、資金繰りの支援や既存借入金の返済猶予等。

#### 【県内主要宿泊施設(66施設)のキャンセル状況】

(5/7現在 宮崎県ホテル旅館生活衛生同業組合調べ)

キャンセル総合計人数：343,353人

(内訳)

- ・ 国内：310,708人
- ・ 海外：32,645人

(県内主要宿泊施設66施設のうち、キャンセルの回答があったのは52施設)

#### 《関係団体から聴取した現在の状況》

- 全ての業種で売上の目途が立たない状況で、資金繰りが急激に悪化している。既存借入金の返済や従業員の雇用の維持を懸念する相談が多い。
- 来店客の減少や宴会のキャンセル、イベント等の中止により、飲食業、小売業等で売上が大幅に減少している。
- 宿泊業では、予約のキャンセルが相次ぎ、特に、これまでインバウンドの比率が高かったホテルでは影響の規模が大きい。現在は予約がほとんど入らない状態。
- 製造業では、材料の入手困難や輸出停止による生産性の低下が見られる。
- 食品製造業では、卸先からの発注の減少により、生産調整を余儀なくされている状況で売上の減少はもちろん、従業員の雇用の維持が懸念されている。
- 機械製造業では、サプライチェーンが海外に広がっており、県内でも受注の減少の影響がみられる。
- 建築関連の小規模工務店では、一部で衛生器具等の部品の入手が困難な状況がみられる。
- 中小企業だけではなく、大企業も大変な状況になっている。
- 急速に冷え込んだ需要喚起が必要となっている。

## (2) 農畜水産分野

- ・ 新型コロナウイルスの感染が全世界へ広がる中、外国人旅行者の減少や外出自粛に伴う外食需要の落ち込みに加えて、輸出の停滞、卒業・入学式などイベントの縮小・中止等により、一部の農畜水産物で価格低下や出荷量の減少が見られ、3月の1か月間で約28億5千万円\*の影響が生じており、さらに在庫の滞留など様々な課題が発生している。
- ・ 今後も、牛肉や高級果実等を中心に外食・贈答需要の減少や、外国人技能実習生の確保難による人材不足等が懸念される。

※影響額の算出方法（県農政水産部独自試算）

令和2年3月時点で価格低下や出荷量減少等の影響がみられる主要な品目について、ヒアリングや統計データ等をベースに前年比（3月の1か月間）として算出。

### ① 消費・市場価格への影響

#### ○農産物

- ・ 花きは、切り花等を中心に2月以降価格が低下し、スイートピーでは、需要期である3月の出荷額が減少。
- ・ マンゴー等は、都市圏の百貨店等の休業による贈答需要の減少により、価格が3月時点で前年比約2割低下。
- ・ 一方で、家庭消費の増加等により、ピーマン等では、3月の価格が前年比約1割高く推移。
- ・ 冷凍野菜は、業務需要の低迷で在庫量が増加。

【影響額】花き、野菜、果樹で約3.6億円の減少

#### ○畜産物

- ・ 外食需要減少等により、高価格帯の食肉(牛肉、みやぎき地頭鶏)を中心に在庫量が増加。
- ・ 特に牛肉は3月の枝肉価格が前年比3割弱低下し、連動して子牛価格も3月期以降前年比約2割低下。
- ・ 一方で、豚肉、ブロイラー及び鶏卵については、家庭向け消費の増加等により、物流の滞りもなく、比較的堅調な価格で推移。

【影響額】肉用牛（枝肉・子牛）で約20.6億円の減少

#### ○水産物

- ・ ブリ類等の養殖魚は、前年比3割程度魚価が低下するとともに、出荷量も3割程度減少し、在庫量が増加。
- ・ 高級魚は、全般的な需要減退により、前年比3～5割程度魚価が低下しているが、マグロ類は、漁獲量が増加。

【影響額】養殖業とマグロはえ縄漁業で約4.4億円の減少

## ② 輸出への影響

- ・ 家庭向け食材の需要増により、鶏卵・牛乳など一部の品目は輸出量が増加。一方、外食需要の減少や航空便の減便等によって、牛肉は輸出量が減少し、養殖ブリや花きはほぼ取引が中断。

## ③ 外国人材確保への影響

### ○農業

- ・ 新たに受入予定の技能実習生が入国できず、帰国できない実習生の在留期間を延長することで対応する経営体あり。また、4月入国予定であったベトナム特定技能外国人4名の入国見通しが立たないため、受入れを12月以降に延期。

### ○水産業

- ・ 3月入国予定であったインドネシア特定技能外国人19名及び、帰国しているマルシップ船員3名が入国できず、減員体制で操業している経営体あり。

## ④ 農泊への影響

- ・ 団体旅行を中心に2月以降480人分の予約がキャンセル（5/11時点）。今後もキャンセルが増える見込みで、新たな予約もない状況。

## 《関係団体から聴取した現在の状況》

### （農業）

- ・ 外食や土産等の需要が落ち込み、農畜産物の消費量が減少している。特に、和牛枝肉価格が大幅に低迷している。
- ・ 学校給食への食材（野菜・肉類・牛乳等）納品停止による販売減少と需給緩和
- ・ イベント等の中止・延期・自粛による農畜産物・花き等の需要低迷
- ・ 今般の一斉休校により、農家の従業員が休業することによる労働力不足はさらに深刻さを増してきている。
- ・ 出荷・調整、収穫等の作業に支障をきたしている。
- ・ すべての現場で、マスク・アルコール消毒剤等の予防資材の不足が発生している。特に家畜の疾病事案が続く中、畜産防疫資材が確保できない状況は、防疫面での不安材料である。

### （漁業）

- ・ 需要が減退し、単価が下がるとともに消費量が減少している。
- ・ 市場からの聞き取りによると飲食店のキャンセルが相次ぎ、水産物の需要は3～4割減少している。特に高級魚（シロアマダイ）は通常の半値程度。
- ・ 漁協直売所の2月以降の売上げはキャンセル等が相次ぎ3割程度減少している。
- ・ 中国で製造される漁網が現地工場の休止により納品が遅延している。
- ・ ブリ類やマダイなどの養殖魚の価格が3割程度下落するとともに、出荷量も3割程度減少し、在庫が捌けない状況にある。

### **(3) 林業・木材産業分野**

#### **① 消費・市場価格への影響**

##### **○ 素材（原木）について**

- ・ 県森連市場（県内7か所）の素材平均価格は昨年10月から下がり始め、本年3月には1立方メートル当たり9,600円（前年同月比1,400円減）となり、平成28年6月以来3年9か月ぶりに1万円を下回るなど、下落が継続している。

##### **○ 製品について**

- ・ 木材製品の需要が減少しており、2～3月に生産3割減の工場があったほか、一部で製品の在庫が増えている。製品価格は弱気配で推移している。

##### **○ 特用林産物について**

- ・ 生しいたけは、学校給食や飲食店、社員食堂等の需要減により、出荷量が8～20%程度減少している。乾しいたけも同様の出荷減少がある一方で、生協等の宅配サービスや小売りの需要が増加している。また、中国からの輸入がストップしていることから、県内産乾しいたけの価格は上昇傾向である。

#### **② 輸出への影響**

- ・ 原木輸出について、今年2月には、中国国内の移動制限や経済活動の停滞等により、主な県産材原木の荷揚げを行っている上海近郊の港が満杯状態になったことから、原木の受け入れが一時的にストップし、県産材輸出にも出荷の遅れ等が発生した。3月下旬頃からは、中国本土の地域間の移動制限が緩和されたことにより、中国の港頭在庫の消化が進み、九州内の港頭に滞っていた原木の輸出が再開され、現状では新型コロナ発生前の輸出状況となっている。

#### **③ 雇用への影響**

- ・ 雇用維持のために、林産班の一部を伐採作業から造林・保育作業に振り替え、原木供給の調整をしている事業者がある。

#### **《関係団体から聴取した現在の状況》**

- ・ 製材品の動きが鈍く、一部の製材所は減産している。原木も、大径材や曲がり材などは販売不調となっており、更なる価格下落が懸念される。
- ・ 木材価格の下落等に伴い、バイオマス発電施設への出荷が増加し、受入れ制限を行う施設も見受けられる。
- ・ チェンソーや刈払機など林業機械の取扱い資格に係る講習会が延期になり、新規作業員を現場の仕事に出すことができない状況であったが、今後、講習等は順次開催予定。

## (4) 公共交通機関

### ① バス

- ・ 路線バスは4月の利用者（速報値）が前年同期比約50%減、高速バスは約80%減となっている。
- ・ また、高速バスは福岡、熊本、鹿児島、延岡、高千穂、大分、新八代、長崎を結ぶそれぞれの路線で5月31日までの間、減便や全便運休が実施される。
- ・ 貸切バスはキャンセルが相次いでおり、県バス協会加盟の28社の3月の稼働率は6%程度となっている。

### ② 鉄道

- ・ JR九州（全体）の4月の在来線の収入（速報値）が前年同時期と比較して、77.7%減の落ち込み。
- ・ 4/15～5/31の特急列車等の運休や区間変更。  
本県関係分は、にちりん（大分～宮崎空港間）、きりしま（宮崎～都城・西都城間）等について、1日あたり14本運休、3本運転区間変更。
- ・ 観光列車「海幸山幸」は、4/24～5/31まで運休。

### ③ 航空機

#### 【国際線】※5/12現在

##### ○ 運休、欠航等について

- ・ アシアナ航空：3/1、4、6、11欠航、3/13～6/30運休
- ・ イースター航空：3/5～3/28運休（その後引き続き夏ダイヤ（～10/24）も運休）
- ・ チャイナエアライン：2/26、29、3～6月全便 計96便欠航

※3/19に予定していた木曜便の増便は延期

- なお、政府は3/9から中国・韓国便を成田、関西空港に限定。また、日韓双方での入国制限等もあり、アジアナ航空は5月末までの日本便全便の運休を決定。
- 台湾当局は日本に対し、渡航警戒情報を最高の「赤色」とし、台湾に到着した日本人は3/17午後4時以降は入境後14日間の外出禁止、日本への帰国も禁止した。また、3/19からは90日以内の短期滞留者へのビザ免除措置を停止しており、チャイナエアラインからは、当面基幹空港のみの運航になるとの連絡があった。

#### 【国内線】※5/12現在

##### ○ 運航状況について（本県分減便合計4,335便）

※50便/日→12便/日まで減便（最大）

- ・ 全日空：3/9～5/31の羽田線601便、伊丹線549便、中部線116便、福岡線90便、合計1,356便（全国では3/29～5/31の減便が35,527便）
- ・ 日本航空：3/7～5/31の羽田線645便、伊丹線481便、福岡線635便、計1,761便（全国では3/29～5/31で30,829便）

- ・ ソラシド： 4/8～5/31の羽田線594便、中部線92便、合計686便  
(全国では4～5月で1,612便)
  - ・ O R C： 3/21～5/31の福岡線で144便
  - ・ ピーチ： 3/21～5/31の関西線で236便 (全国では4、5月で4,218便)  
うち4/10～30、5/7～31は運休  
※増便予定便、臨時増便 (3/21～28の16便) を含む  
→ 3/29からの増便は延期
  - ・ ジェットスター： 4/4、5、11、12、18、19、25、26の成田線 (2往復運航日)  
16便減便、4/10～5/31運休 計152便
- 利用状況について
- ・ 4月の国内線利用者数は、対前年比88.9%減の27,674人。
  - ・ 航空会社から、5月は更に利用者が減少していると聞いており、対前年比で90%以上の減少が見込まれ、大変厳しい状況。

#### ④ フェリー

- ・ 旅客 (ドライバー除く) については、3月の利用者数が前年比約▲74%と減少している。また、GWの利用者数も前年比約▲98%と低迷している。
- ・ 貨物については、県内外の生産活動の低下から、工業製品が減少しており、他品目への影響拡大も懸念される。

#### ⑤ コンテナ航路

- ・ 中国航路 (細島ー上海) は、寄港日の遅延が発生していたが、3月以降、通常航行となっている。
- ・ 韓国航路 (細島ー釜山) は、寄港日の遅延が発生していたが、4月以降、通常航行となっている。

#### 《関係団体から聴取した現在の状況》

- ・ タクシーの3月の輸送人員 (県全体) について、昨年同月と比較して、34.6%減の落ち込み。
- ・ 空港ビルについて、航空機の利用者が激減し、売店やレストランの売り上げも大幅に落ち込んでおり、大変厳しい経営状況となっている。
- ・ 県トラック協会が実施した会員向けアンケートにおいて、自動車関連部品や関東・関西からの下り荷の減少、ドライバーへの感染不安等の声が寄せられている。

## **(5) 雇用関連**

- ・ 令和2年3月の本県の有効求人倍率は、1.28倍（前月比0.02ポイント減、前年同月比0.19ポイント減）であり、産業全体では雇用情勢に急激な変動はないが、宿泊・飲食サービス業を中心として新規求人数が減少している。
- ・ 緊急事態宣言が発出された4月以降は、外出の自粛等により、宿泊・飲食サービス業などで休業や営業時間短縮を余儀なくされるなど、幅広い分野に影響が及んでおり、派遣労働者やパートタイム労働者等の非正規労働者を中心として雇用環境の急激な悪化が懸念される。
- ・ 対面式で行う合同企業説明会の中止が相次いでおり、新規学卒者等の就職活動や企業の採用活動が停滞している。

### **【労働相談窓口の相談状況（新型コロナウイルス関連）】**

- ・ 件数                    2月：0件、3月：13件、4月：47件
- ・ 主な相談内容      助成金や給付金に関する事。休業に関する事。

## 新型コロナウイルス感染症経済対応方針（骨子） ～「新しい生活様式」の確立と宮崎の地域経済の再始動に向けて～

いま、新型コロナウイルス感染症とそれに伴う社会的影響が、宮崎県の地域経済・地域社会にかつてない危機をもたらしている。

現在のところ、感染拡大は落ち着いているものの、感染リスクは常に隣り合わせであるほか、県民の間には暮らしや経済に対する様々な不安が広がっている。

また、これからの「コロナとともに生きていく社会」では、新たな経済・社会の変化がこれまでにないスピードで生まれる可能性がある。

このような状況の中、本県の将来を見据えながら、県内における「新しい生活様式」の確立と、宮崎の地域経済の再始動の第一歩を踏み出すこととしたい。

### 1 県民生活や経済活動への影響（現状認識）

#### （1）県民生活

外出や県外との往来の自粛による移動の制約、地域行事等の中止・延期、働く環境の変化や学校等の休業など、県民の日常生活にさまざまな制限が生じているほか、雇用や収入の面において厳しい状況が見られる。

特に、高齢者をはじめとする社会的に弱い立場に置かれている方々におかれては、外出の自粛や様々なサービスの休止等により、これまでどおりの日常生活を継続することも厳しい状況となっている。

さらに、教育分野では、学校の長期休業や高校総体等の中止など異例の事態が発生しており、児童・生徒や保護者に、学習面での遅れや、卒業後の進路への不安が広がるなど、大きな影響が生じている。

#### （2）経済活動

世界的な感染拡大が続いており、国内外で人やモノの動きが停滞し、県内でも、飲食、小売、サービス業等、観光関連産業、公共交通関連産業、農林水産業、製造業等の幅広い業種にわたって著しい落ち込みが見られるなど、地域経済は深刻な状況におかれている。

##### ① 飲食、小売、サービス業等

外出自粛やイベント・会議等の中止、歓送迎会シーズンや大型連休における懇親会の自粛に加え、感染リスクへの懸念、消費マインドの低下などにより、客足が大きく落ち込んでいる地域・店舗が見られる。これにより、売上が大幅に減少、店舗の一時休業などが余儀なくされ、今後は廃業する事業者も増えるのではないかとの不安が広がっている。

## ② 観光関連産業

入国制限や航空路線の休止などから外国人旅行者が激減しているほか、外出の自粛等により、国内観光客についてもキャンセルや新規予約が入らない状況にある。売上の目途が立たない状況で、資金繰りも急激に悪化している。

## ③ 公共交通関連産業

路線バスや高速バス、鉄道、航空機などにおいて、県内外における人の移動が抑制されたことで、大幅な利用者の減や減便・運休が発生している。乗客の回復の見通しが不透明な中で、経営に大きな影響が出ている。

## ④ 農林水産業

外国人旅行者の減少や外出自粛に伴う外食需要の落ち込みに加えて、輸出の停滞、イベントの縮小・中止等により、一部の農畜水産物で価格低下や出荷量の減少、在庫の滞留など様々な課題が発生している。今後も、牛肉や高級果実・花き等を中心に外食・贈答需要の減少や、外国人技能実習生等の確保難による人材不足等が懸念される。

また、林業においても素材（原木）価格が下落しており、さらに木材の主要な供給先である住宅建築需要が大幅に減少するなど、今後、林業・木材産業における経営状況や雇用の急激な悪化が危惧される。

## ⑤ 製造業

需要の減少や海外からの材料の入手困難、部品供給の混乱等により、県内企業においても生産や出荷の落ち込み等の影響が出ている。

## 2 これまでの取組

本県では、これまでの状況変化に対応して、必要な経済対策に順次取り組んでいる。

(1) 県内における感染者確認等により、県民の間に急速に広がった不安を払拭するため、地域経済を支えるための緊急的対策を実施。

○3月13日

- ・新型コロナウイルス感染症緊急対策貸付（中小・小規模事業者）
- ・経済変動・伝染病等対策資金の発動（農業者）など

○3月27日 ～3億円余の専決処分～

- ・生活福祉資金貸付金の拡充
- ・放課後子ども教室の開設 など

○4月1日

- ・予算の早期執行・早期支払いの全庁的な取組（市町村にも要請） など

(2) 感染拡大防止や医療体制整備、事業継続と雇用維持に主眼を置くとともに、経済活動の復興や将来を見据えた取組も含めた本県独自の緊急的な支援パッケージとなる補正予算を編成。

○4月30日 ～93億円余の緊急経済対策～

- ・小規模事業者の事業継続の支援（20万円）
- ・休業要請に応じた事業者への協力金（10万円）
- ・ホテル、旅館等の受入環境整備、宿泊プラン造成支援
- ・PCR検査体制の強化
- ・感染者の受入病床確保や医療資機材の整備 など

(3) 県民生活や消費を下支えする取組（主なもの）

- ・地産地消による応援消費の展開
- ・みんなで宮崎を元気にする行動プランの発出
- ・みやざき花いっぱいプロジェクト2020の実施
- ・県税に係る徴収猶予の特例による申請の受付開始 など

### 3 「新しい生活様式」の確立と地域経済再始動に向けた今後の方針

今般、本県が国の緊急事態措置の対象外とされたことも踏まえ、本県は全国に先駆けて社会経済活動の再開を図るための新たな取組を進めていく段階を迎えている。

一方で、全国的に新たな感染者数は減少しているものの、感染の完全な終息はいまだに見通せない中、国の専門家会議の見解として次の点が指摘されている。

- ① 感染リスクをゼロにすることは困難
- ② 地域によって感染の状況が異なり、地域ごとの実情を踏まえた対応が必要
- ③ 感染防止を図っていくためには新しい生活様式への移行が必要

今後は、第2波・第3波の襲来や、県内におけるクラスターの発生など、感染拡大の防止に予断を許さない状況が続くとともに、県内でも散発的な感染者の発生が予想される。

「県民の命と健康を守る」、「医療崩壊を起こさせない」との基本的理念の下、感染拡大防止の徹底と社会経済活動との両立を図っていく必要がある。

このため、本県が口蹄疫からの再生・復興を果たした中で培った、県民全体で共有している防疫の意識などを生かしながら、「新しい生活様式」による感染防止対策を常態化（標準装備化）し、全国に先駆けて経済の再始動につなげる「宮崎モデル」により、新たな変化や不測の事態にも対応できる持続可能な経済・社会づくりに取り組む。



## 4 今後の施策展開の方向性

今後の施策展開の方向性を検討するに当たり、主な視点は以下のとおりである。早急に、関係団体・市町村等と意見交換を行い、方向性を整理する。

### (1) 感染防止対策の徹底

(課題)

- 引き続き、県民の命と健康を守るため、感染防止対策を徹底する必要がある。

【取組例】

- 本県独自の警戒レベル・対応方針の適切な運用
- 新型コロナウイルス感染症の検査体制の強化

### (2) 「新しい生活様式」の標準装備化による経済活動の基盤づくり

(課題)

- 県内における経済活動の基盤として、オール宮崎での「新しい生活様式」の標準装備化を推進する必要がある。

【取組例】

- 日常生活における「新しい生活様式」の周知徹底
- 「新しい生活様式」に対応した事業活動の変容

### (3) 経済の再始動に向けた取組

(課題)

- 自粛が求められる中で冷え込んできた県民の消費マインドを温める必要がある。
- まずは宮崎県内での需要喚起を進め、隣県、九州全体を含めた経済循環を段階的・戦略的に取り組む必要がある。
- 影響を受けた各産業の現状を踏まえ、それぞれに必要な支援策を的確に講じる必要がある。

【取組例】

- 地産地消・応援消費の取組の継続的な展開
- 市町村や関係団体と連携した需要拡大の取組
- 地域社会と経済を支える物流や公共交通網の維持

### (4) 持続可能な経済・社会を目指す取組

(課題)

- 今回のリスクを経験した後、経済・社会など様々な側面で変化が生じることが見込まれる。
- 都市部における人の密集のリスクが顕在化し、本県の新たな魅力・価値を見出し、発信する必要がある。
- 今後も発生しうる新たな変化や不測の事態にも対応できる持続可能な県づくりが必要である。

**【取組例】**

- スマート化や省力化等の取組を通じた、農林水産業や建設業等の魅力向上と社会構造の変化に対応した生産基盤の強化
- 教育現場における遠隔教育やICTを活用した学習活動などへの積極的な対応

**(5) 感染拡大の収束時における取組**

**(課題)**

- 感染収束の先を見据えた施策展開が必要である。

**【取組例】**

- 本県の強みであるスポーツ・健康を生かした施策展開
- 企業の国内回帰の動きに対応した産業政策
- 農林水産物等の輸出拡大に向けた取組
- 都市部から地方への移住などに対する関心の高まりに呼応した本県の魅力発信